北海道の項中「（旧亀田郡戸井町、旧同郡恵山町、旧同郡椴法華村及び旧茅部郡南茅部町の区域に限る。）」及び「（旧阿寒郡阿寒町及び旧白糠郡音別町の区域に限る。）」を削り、「旧営呂郡留辺蘂町」を「旧常呂郡留辺蘂町」に、「深川市」を「深川市　富良野市」に、「同郡新得町」を「同郡新得町　白老郡白老町」に、「同郡むかわ町」を「同郡むかわ町　同郡厚真町」に、「中川郡幕別町」を「同郡幕別町」に、「厚岸郡浜中町」を「厚岸郡厚岸町（小島の区域に限る。）　同郡浜中町」に、「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

青森県の項中「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

岩手県の項中「（旧二戸郡浄法寺町の区域に限る。）」を削り、「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

宮城県の項及び秋田県の項中「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

山形県の項中「最上郡最上町」を「最上郡金山町　同郡最上町」に、「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

福島県の項、茨城県の項及び栃木県の項中「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

群馬県の項中「桐生市」を「高崎市（旧群馬郡倉渕村の区域に限る。）　桐生市」に改め、「（旧同郡六合村の区域に限る。）」を削り、「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

埼玉県の項、千葉県の項及び東京都の項中「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

新潟県の項中「村上市　糸魚川市」を「村上市」に、「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

富山県の項中「限る。）　南砺市　下新川郡朝日町」を「限る。）」に、「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

石川県の項中「珠洲市」を「珠洲市　羽咋市」に、「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

福井県の項中「福井市（旧足羽郡美山町及び旧丹生郡越廼村の区域に限る。）　大野市」を「大野市」に、「（旧同郡越前町の区域に限る。）」を「（旧同郡越前町の区域に限る。）　大飯郡おおい町（旧遠敷郡名田庄村の区域に限る。）」に、「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

山梨県の項中「甲州市（旧東山梨郡大和村の区域に限る。）　笛吹市（旧東八代郡芦川村の区域に限る。）」を「笛吹市（旧東八代郡芦川村の区域に限る。）　甲州市（旧東山梨郡大和村の区域に限る。）」に、「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

長野県の項中「旧東筑摩郡四賀村」を「旧東筑摩郡四賀村」に、「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

岐阜県の項中「揖斐郡揖斐川町　加茂郡七宗町　同郡八百津町　同郡白川町　同郡東白川村」を「揖斐郡揖斐川町　加茂郡七宗町　同郡八百津町　同郡東白川村」に、「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

静岡県の項中「旧田方郡戸田村の区域に限る。）」を「旧田方郡戸田村の区域に限る。）　熱海市（初島の区域に限る。）」に、「旧田方郡土肥町の区域に限る。）　賀茂郡南伊豆町　同郡松崎町　同郡西伊豆町」を「旧田方郡土肥町の区域に限る。）」に、「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

愛知県の項中「旧北設楽郡稲武町の区域に限る。）」を「旧北設楽郡稲武町の区域に限る。）　西尾市（佐久島の区域に限る。）」に、「旧同郡作手村の区域に限る。）」を「旧同郡作手村の区域に限る。）　知多郡南知多町（日間賀島及び篠島の区域に限る。）」に、「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

三重県の項中「熊野市」を「熊野市　志摩市（渡鹿野島の区域に限る。）」に、「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

滋賀県の項及び京都府の項中「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改め、同項の次に次のように加える。

大阪府	南河内郡千早赤阪村	平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

兵庫県の項中「養父市」を「養父市　南あわじ市（沼島の区域に限る。）」に、「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

奈良県の項中「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

和歌山県の項中「同郡高野町　日高郡由良町」を「同郡高野町　有田郡有田川町　同郡湯浅町　日高郡由良町　同郡印南町」に、「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

鳥取県の項及び島根県の項中「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

岡山県の項中「岡山市（旧御津郡建部町の区域に限る。）　津山市」を「津山市」に、「井原市　高梁市　新見市」を「井原市」に改め、「（旧和気郡日生町の区域に限る。）」を削り、「同郡美咲町　加賀郡吉備中央町」を「同郡美咲町」に、「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

広島県の項中「（旧甲奴郡上下町の区域に限る。）」を削り、「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

山口県の項中「及び旧同郡豊北町」を「、旧同郡豊北町、蓋井島及び六連島」に、「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

徳島県の項中「吉野川市（旧麻植郡美郷村の区域に限る。）　美馬市　三好市（伊島の区域に限る。）」を「阿南市（伊島の区域に限る。）　吉野川市（旧麻植郡美郷村の区域に限る。）　美馬市　三好市」に、「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

香川県の項、愛媛県の項及び高知県の項中「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

福岡県の項中「福岡市（小呂島）」を「北九州市（馬島及び藍島の区域に限る。）　福岡市（玄界島及び小呂島）」に改め、「旧宗像郡大島村」の下に「及び地島」を加え、「旧朝倉郡杷木町の区域に限る。）」を「旧朝倉郡杷木町の区域に限る。）　みやま市　糸島市（姫島の区域に限る。）　糟屋郡新宮町（相島の区域に限る。）」に、「田川郡添田町」を「田川郡香春町　同郡添田町」に、「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

佐賀県の項中「及び旧同郡七山村」を「、旧同郡七山村、高島、神集島及び小川島」に、「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。